

岡山県における法人県民税・法人事業税の税率等

1. 法人県民税の税率

(1) 均等割

区 分	H16. 4. 1以後に開始する事業年度		
	本来の均等割額 (年額)	加算額(※ 2) (年額)	納税額 (年額)
資本金等の額が50億円を超える法人(※ 1)	800, 000円 +	40, 000円 =	840, 000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	540, 000円 +	27, 000円 =	567, 000円
資本金等の額が 1 億円を超え10億円以下である法人	130, 000円 +	6, 500円 =	136, 500円
資本金等の額が1, 000万円を超え 1 億円以下である法人	50, 000円 +	2, 500円 =	52, 500円
その他の法人 (資本金等の額が1, 000万円以下である法人) (※ 3)	20, 000円 +	1, 000円 =	21, 000円

※ 1 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額 (又は連結個別資本金等の額) をいいます。なお、一定の欠損の填補又は損失の填補に充てた金額がある場合はその金額を控除し、一定の剰余金又は利益剰余金を資本金とした金額がある場合はその金額を加算した額になります。
また、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、表面の税率適用区分の「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」としてください。

※ 2 「おかやま森づくり県民税」として森林保全のために、本来の均等割額に 5 %相当額を加算して負担していただくものです。

※ 3 平成20年 4 月 1 日から開始する事業年度より、公益法人等 (個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。) など資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (相互会社を除く。) については最低税率 (年額 2 1, 0 0 0 円) を適用します。

平成28年度税制改正等による税率変更対応

(2) 法人税割

区 分	H26. 9. 30以前 に開始した事 業年度	H26. 10. 1以後 に開始した事 業年度	R1. 10. 1以後 に開始する事 業年度
(1) 資本 (出資) 金の額が 1 億円を超える法人 (2) 保険業法に規定する相互会社 (3) 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(※ 4) が 年1, 500万円 (中間申告については750万円) を超える法人	5. 8 %	4. 0 %	1. 8 %
資本 (出資) 金の額が 1 億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる 法人税額又は個別帰属法人税額(※ 4) が年1, 500万円 (中間申告については 750万円) 以下の法人	5. 0 %	3. 2 %	1. 0 %

※ 4 「法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」は 2 以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては関係する都道府県に分割する
前の額とします。

2. 法人事業税の税率及び特別法人事業税又は地方法人特別税

令和元年度税制改正による税率変更対応

(1) 所得割

区分	区 分	法人事業税				地方法人特別税（※8）			特別法人事業税（※9）
		H26.10.1以後開始	H27.4.1以後開始	H28.4.1以後開始	R1.10.1以後開始	H26.10.1以後開始	H27.4.1以後開始	H28.4.1以後開始	R1.10.1以後開始
外形標準課税 （※5）	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	法人事業税 所得割額 × 67.4%	法人事業税 所得割額 × 93.5%	法人事業税 所得割額 × 414.2%	法人事業税 所得割額 × 260.0%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%				
	所得のうち年800万円を超える金額	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%				
	軽減税率不適用法人（※7）	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%				
特別法人 （※6）	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%			3.5%	法人事業税所得割額 × 43.2%			法人事業税 所得割額 × 34.5%
	所得のうち年400万円を超える金額	4.6%			4.9%				
	軽減税率不適用法人（※7）	4.6%			4.9%				
その他の 普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%			3.5%	法人事業税所得割額 × 43.2%			法人事業税 所得割額 × 37.0%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%			5.3%				
	所得のうち年800万円を超える金額	6.7%			7.0%				
	軽減税率不適用法人（※7）	6.7%			7.0%				

(2) 付加価値割

	区 分	H27. 3. 31以前に開始した事業年度	H27. 4. 1以後に開始した事業年度	H28. 4. 1以後に開始した事業年度
外形標準課税適用法人(※ 5)	付 加 価 値 額	0. 48 %	0. 72 %	1. 20 %

(3) 資本割

	区 分	H27. 3. 31以前に開始した事業年度	H27. 4. 1以後に開始した事業年度	H28. 4. 1以後に開始した事業年度
外形標準課税適用法人(※ 5)	資 本 金 等 の 額	0. 2 %	0. 3 %	0. 5 %

(4) 収入割

	区 分	法人事業税			地方法人特別税 (※ 8)		特別法人事業税 (※ 9)
		H20. 10. 1以後開始	H26. 10. 1以後開始	R1. 10. 1以後開始	H20. 10. 1以後開始	H26. 10. 1以後開始	R1. 10. 1以後開始
電気供給業・ガス供給業 及び保険業を行う法人	収入金額	0. 7 %	0. 9 %	1. 0 %	法人事業税 収入割額 × 81 %	法人事業税 収入割額 × 43. 2 %	法人事業税 収入割額 × 30. 0 %

※ 5 外形標準課税適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える所得課税法人 (公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除く) をいいます。外形標準課税は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

※ 6 特別法人とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、消費生活協同組合、信用金庫、出資組合である商工組合 (信用組合)、農林中央金庫、医療法人その他一定の法人をいいます。

※ 7 軽減税率不適用法人とは、3 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1, 000万円以上の法人をいいます。

※ 8 平成20年10月 1 日以後に開始する事業年度から、法人事業税の税率引下げに伴い、引下げ相当分に対し創設された国税です。

法人事業税 (所得割額又は収入割額) を課税標準とし、申告納付等は法人事業税とあわせて都道府県に対して行います。申告納付された地方法人特別税は都道府県が国へ払い込み、地方法人特別税の収入相当額が「地方法人特別譲与税」として都道府県に対して譲与されます。(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から廃止)

※ 9 令和元年10月 1 日以後に開始する事業年度から、消費税10%段階において復元後の法人事業税 (所得割・収入割) の一部を分離し、創設された国税です。
法人事業税 (所得割額又は収入割額) を課税標準とし、申告納付等は法人事業税とあわせて都道府県に対して行います。申告納付された特別法人事業税は都道府県が国へ払い込み、特別法人事業税の収入相当額が「特別法人事業譲与税」として都道府県に対して譲与されます。